

# 学習院大学における障害のある者への入学者選抜時及び在籍中の支援に関する規程

平成 30 年 4 月 1 日

施行

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）その他の法令の定めに基づき、学習院大学（以下「本学」という。）において、障害のある者に対し、入学者選抜時又は入学後の教育上及び学生生活上の支援体制を整備し、その支援を積極的に行うために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規程において、「障害のある者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があることにより、入学者選抜又は入学後の教育上及び学生生活上制限を受ける状態にある者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、本学がその必要性を認めたものをいう。

## (学長の責務)

第 3 条 学長は、障害のある者が必要かつ合理的な配慮がなされないことにより、入学者選抜又は入学後の教育上及び学生生活上の不利益を被ることがないように、必要な支援方を推進する責務を有する。

## (教職員の責務)

第 4 条 教職員は、障害のある者が、入学者選抜又は入学後の教育上及び学生生活上の不利益を被ることがないように、必要かつ合理的な配慮及び支援を実施する責務を有する。

2 教職員は、学生に対し、障害により日常生活及び学習場面において様々な困難が生じることについて理解させるための啓蒙活動を行うことにより、障害に理解を持ち、共に支え合う意識のある学生を育成するよう努めなければならない。

## (支援体制及び事務)

第 5 条 入学者選抜における支援については、入学試験委員会にて検討し、支援に関わる事務及び関係部署間の調整はアドミッションセンターが行う。

2 入学後の教育上及び学生生活上の支援については、学生委員会及び障害学生支援連絡会において検討し、支援に関わる事務及び関係部署間の調整は学生センター学生課が行う。

## (支援希望の申請)

第 6 条 障害のある者は、入学者選抜又は入学後の教育上及び学生生活上に必要な支援希望の申請を行うことができる。なお、本人による申請が困難な場合には、その父母保証人が代わりに申請することができる。

2 支援の申請手続については、別に定める。

(支援計画の策定)

第7条 本学は、入学者選抜又は入学後の教育上及び学生生活上に必要な支援について申請があった場合、その支援の希望と意思について十分尊重した上で、関係各部署で協議し、個別の支援計画を策定する。

2 前項について、支援内容の具体的な検討を行った上で、学生間等の均衡を著しく失する又は本学にとって過重な負担に当たると本学が判断した場合は、申請した者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(情報公開)

第8条 本学は、障害のある者への入学者選抜時及び在籍中の支援に関すること等を公表することとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、障害のある者への支援について必要な事項は、別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、入学試験委員会又は学生委員会の発議に基づき、学部長会議及び専門職大学院研究科長会議の議を経て、学長が行う。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。